

## 大津市オンライン学習通信環境整備費補助金交付基準

### (目的)

第1条 この基準は、市立学校に在籍する児童又は生徒の保護者に対し、予算の範囲内において、児童又は生徒がオンラインによる家庭学習を行うための通信環境（以下、通信環境という。）を整備することに要した費用の一部を補助し、もって児童及び生徒の学ぶ機会の充実を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 市立学校 大津市立学校の設置に関する条例（昭和39年条例第28号）別表に掲げる小学校及び中学校をいう。
- (2) 通信環境整備 自宅においてインターネットに接続するための固定回線又はモバイル回線による通信会社との契約を伴う通信環境の整備（テザリング機能を用いた整備及びSIMカードのみの調達による整備並びに事業の用に供するため整備するものを除く。）をいう。
- (3) 契約開始日 サービス申込日、契約締結日及び利用開始日のうち、市長が適当と認めるもの。

### (対象者)

第3条 この基準による大津市オンライン学習通信環境整備費補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者は、通信環境が無いため、通信環境整備を行った市立学校に在籍する児童又は生徒の保護者（補助金交付の申請年度及び当該年度の前年度から過去5年度までに補助金を支給された者及びその配偶者を除く。）とする。ただし、市立学校に転入した児童又は生徒の保護者の場合にあっては、当該転入した日以後に通信環境整備を行った者に限る。

- 2 補助金の対象となる通信環境整備の期間及び補助金交付の申請期間については、市長が別に定める。

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるもののうち、市長が必要と認めるもの。

- (1) 通信環境整備を行うために通信会社との契約により要した工事費、事務手数料その他費用（新たに通信環境整備を行った際に必要となった機器（携帯電話、スマートフォン、タブレット端末を除く。）購入料を含む。）。ただし、契約開始日の属する月から3箇月分までの費用を対象とし、申請日時点で支払いが完了しているものに限る。
- (2) 通信環境を維持するためのインターネット回線に要した通信料。ただし、契約開始日の属する月から3箇月分までの通信料を対象とし、申請日時点で支払いが完了しているものに限る。）

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額とし、30,000円を限度とする。

2 補助金の支給は、一の世帯につき1回限りとする。

（補助金の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、大津市オンライン学習通信環境整備費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）により、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請書兼請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 第3条第2項に定める期間に通信環境整備を行ったことを証する書類又はその写し
- (2) 保護者が補助対象経費を支払ったことを証する書類又はその写し
- (3) 補助金の振込先の金融機関及び口座番号が確認できる書類等の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条第1項の申請があったときは、速やかに交付の可否を決定し、補助金の交付を決定したときは、大津市オンライン学習通信環境整備費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するとともに補助金を交付するものとする。

2 市長は、補助金の交付をしないことを決定したときは、大津市オンライン学習通信環境整備費補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（交付の取消し等）

第8条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者について、偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたことが判明したときは、当該決定を取り消すことができる。この場合においては、市長は、当該保護者に対し、大津市オンライン学習通信環境整備

費補助金交付決定取消通知書（様式第4号）を送付するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、大津市オンライン学習通信環境整備費補助金返還通知書（様式第5号）により、当該取消しを受けた者に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（その他）

第9条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

- 1 この基準は、令和5年7月14日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 この基準は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 前項の規定にかかわらず、第8条の規定は、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

附 則

この基準は令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、同年3月31日から施行する。